

敦賀港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、敦賀港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、法第50条の2第1項に定める官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（敦賀港港湾脱炭素化推進計画）の作成および実施に関し、港湾関係者等の意見および脱炭素化の取組を反映させるために必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 計画に掲載する内容に関する事項
- (2) 計画に基づき実施する事業等に関する事項
- (3) 計画の進捗状況および達成状況に関する事項
- (4) その他目標達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。

(会議)

第5条 協議会の会議は事務局が招集し、構成員に協議を行う事項を通知する。

- 2 会議は、構成員の総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会の取扱い)

第6条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- (2) 議事次第以外の配布資料の公開または非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- (3) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成員および参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料および議事概要を除く。）を外部に漏らし、または無断で使

用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務局は、福井県（港湾管理者）とする。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。

別表

敦賀港港湾脱炭素化推進協議会 構成員名簿

井本商運株式会社
岩谷産業株式会社
株式会社上組
関西電力株式会社
近海郵船株式会社
興和江守株式会社
新日本海フェリー株式会社
敦賀海陸運輸株式会社
敦賀グリーンパワー株式会社
敦賀港国際ターミナル株式会社
敦賀セメント株式会社
敦賀ターミナル株式会社
株式会社東芝
東洋紡株式会社
日動海運株式会社
日本原子力発電株式会社
日本ゼオン株式会社
株式会社日本ピーエス
北陸電力株式会社
丸紅株式会社

国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室
国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所
敦賀市
福井県（土木部）：事務局

(オブザーバー)
一般社団法人 ふくい水素エネルギー協議会
経済産業省 資源エネルギー庁
経済産業省 近畿経済産業局
国土交通省 中部運輸局
福井県（エネルギー環境部・産業労働部）